

「助産師のための妊娠糖尿病ケア実践ガイド」(237320)

(第1版第1刷・第2刷)

補足情報

令和2年以降の診療報酬改定に伴う、chapter 1-5「妊娠・出産と糖代謝異常にかかわる診療報酬」(p.36~43)の更新箇所は以下のとおりです。

頁	箇所	更新前 (初版紙面)	更新後 (赤字が変更箇所)								
38	表 1-10	<p>【タイトル】 妊娠・出産と糖代謝異常関連の診療報酬のなかで助産師を含む看護職にかかわる項目〔平成30(2018)年改定現在〕</p> <p>出典：(社会保険研究所：医科点数表の解釈 平成30年4月版. 社会保険研究所, 2018⁴⁾. をもとに作成. 各項目の詳細および点数については本文献⁴⁾参照のこと.)</p> <p>【表内】</p> <table border="1"> <tr> <td>C101-3</td> <td>1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料</td> <td>入院中の患者以外の妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者で、(血糖自己測定値に基づく指導を行うために)血糖測定器を使用している患者</td> </tr> </table>	C101-3	1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	入院中の患者以外の妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者で、(血糖自己測定値に基づく指導を行うために)血糖測定器を使用している患者	<p>【タイトル】 妊娠・出産と糖代謝異常関連の診療報酬のなかで助産師を含む看護職にかかわる項目〔令和2(2020)年改定現在〕</p> <p>出典：(社会保険研究所：医科点数表の解釈 令和2年4月版. 社会保険研究所, 2020⁴⁾. をもとに作成. 各項目の詳細および点数については最新の医科点数表参照のこと)</p> <p>【表内】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">C101-3</td> <td>1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1</td> <td>入院中の患者以外の妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者で、(血糖自己測定値に基づく指導を行うために)血糖測定器を使用している患者</td> </tr> <tr> <td>2 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2</td> <td>在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1を算定した患者で、引き続き分娩後の血糖管理を要する者(分娩12週の間1回)</td> </tr> </table>	C101-3	1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1	入院中の患者以外の妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者で、(血糖自己測定値に基づく指導を行うために)血糖測定器を使用している患者	2 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1を算定した患者で、引き続き分娩後の血糖管理を要する者(分娩12週の間1回)
C101-3	1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	入院中の患者以外の妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者で、(血糖自己測定値に基づく指導を行うために)血糖測定器を使用している患者									
C101-3	1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1	入院中の患者以外の妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者で、(血糖自己測定値に基づく指導を行うために)血糖測定器を使用している患者									
	2 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1を算定した患者で、引き続き分娩後の血糖管理を要する者(分娩12週の間1回)									
40	20~23 行目	<p>② (C101-3) 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料</p> <p>妊娠中の糖尿病患者または妊娠糖尿病の患者であって、周産期における合併症の軽減のために、「血糖自己測定値に基づく指導を行うために血糖測定器を現に使用している者に対して、適切な療養指導を行った場合に算定する」となっています¹⁴⁾.</p>	<p>② (C101-3) 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料</p> <p>在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1と2があります¹⁴⁾。1は妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者であって、周産期における合併症の軽減のために、「血糖自己測定値に基づく指導を行うために血糖測定器を現に使用している者に対して、適切な指導を行った場合に算定する」となっています。2は令和2年の改定で追加され、「1を算定した入院中以外の患者に対して、分娩後も引き続き血糖管理のために適切な指導管理を行った場合」に算定できます(当該分娩後12週の間1回)。</p>								

40	脚注	*1 妊娠糖尿病の診断：日本糖尿病・妊娠学会，日本糖尿病学会，日本産科婦人科学会の3学会による妊娠糖尿病の診断基準（chapter1-2 表1-1 参照）では，表1-11のイの②に示す <u>3項目のうち，1点以上を満たす場合</u> とされている。	*1 妊娠糖尿病の診断：日本糖尿病・妊娠学会，日本糖尿病学会，日本産科婦人科学会の3学会による妊娠糖尿病の診断基準（chapter1-2 表1-1 参照）では，表1-11のイの(口)に示す <u>3項目のうち，1点以上を満たす場合</u> とされている。
41	表 1-11	<p>以下に差し替え（赤字が変更箇所）</p> <p>表 1-11 （C101- 3）在宅妊娠糖尿病患者指導管理料^{註1}の算定対象</p> <p>1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1</p> <p>妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病患者のうち，以下のア又はイに該当する者</p> <p>ア 以下のいずれかを満たす糖尿病である場合（妊娠時に診断された明らかな糖尿病）</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 空腹時血糖値が 126mg/dL 以上 (口) HbA1c が JDS 値で 6.1%以上（NGSP 値で 6.5%以上） (ハ) 随時血糖値が 200mg/dL 以上 <p>（注）（ハ）の場合は，空腹時血糖値又は HbA1c で確認する。</p> <p>(ニ) 糖尿病網膜症が存在する場合</p> <p>イ ハイリスクな妊娠糖尿病である場合^{註2}</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) HbA1c が JDS 値で 6.1%未満（NGSP 値で 6.5%未満）で 75gOGTT 2 時間値が 200mg/dL 以上 (口) 75gOGTT を行い，次に掲げる項目に 2 項目以上該当する場合，又は非妊娠時の BMI が 25 以上であって，次に掲げる項目に 1 項目以上該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ①空腹時血糖値が 92mg/dL 以上 ②1 時間値が 180mg/dL 以上 ③2 時間値が 153mg/dL 以上 <p>2 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2</p> <p>妊娠中に在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1を算定した患者で，引き続き分娩後12週間以内に指導管理を行った場合（1回のみ）</p> <p>^{註1}：社会保険研究所：科点数表の解釈，令和2年4月版，p.377，社会保険研究所，2020. をもとに作成。</p> <p>^{註2}：平成24（2012）年当初は（イ）のみであった。平成27（2015）年に3学会（日本糖尿病・妊娠学会，日本糖尿病学会，日本産科婦人科学会）による妊娠糖尿病の定義と診断基準が作成され，平成28（2016）年の改定で（口）が追加された。</p>	
43	8～9 行 目	ハイリスクであったかどうかにかかわらず，適応となる診療報酬はありません。産後健診でのフォローが重要です。	ハイリスクであったかどうかにかかわらず， 長期フォローに関する 診療報酬はありません。産後健診での 糖尿病発症リスクに関する情報提供と啓発 が重要です。

43	文献	4) 社会保険研究所：医科点数表の解釈 平成 30 年 4 月版. 社会保険研究所, 2018. 7) 前掲書 4) pp.312-313. 13) 前掲書 4) p.453. 14) 前掲書 4) pp.459-460. 15) 前掲書 4) p.475.	4) 社会保険研究所：医科点数表の解釈 令和 2 年 4 月版. 社会保険研究所, 2020 . 7) 前掲書 4) pp.255-257 . 13) 前掲書 4) pp.371-373 . 14) 前掲書 4) pp.377-378 . 15) 前掲書 4) pp.393-394 .
----	----	---	---

2021年、厚生労働省は「妊産婦のための食生活指針」（「健やか親子21」推進検討会，2006年）を改定し，「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」を公表しました．本改定に伴う，chapter 2-①-3「糖代謝異常妊産婦への食生活支援における基本的な考え方」（p.60～63）の更新箇所は以下のとおりです．

頁	箇所	更新前（初版紙面）	更新後（赤字が変更箇所）										
61	表 2-1-3	<p>表2-1-3全体を以下に差し替え．</p> <p>表2-1-3 妊娠中の体重増加指導の目安^{*1}</p> <table border="1" data-bbox="385 778 1435 1008"> <thead> <tr> <th data-bbox="385 778 967 826">妊娠前の体格^{*2}</th> <th data-bbox="967 778 1435 826">体重増加量指導の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="385 826 967 874">低体重（やせ）：BMI 18.5未満</td> <td data-bbox="967 826 1435 874">12～15 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="385 874 967 922">ふつう：BMI 18.5以上25.0未満</td> <td data-bbox="967 874 1435 922">10～13 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="385 922 967 970">肥満（1度）：BMI 25.0以上30.0未満</td> <td data-bbox="967 922 1435 970">7～10 kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="385 970 967 1008">肥満（2度以上）：BMI 30.0以上</td> <td data-bbox="967 970 1435 1008">個別対応（上限5 kgまでが目安）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：「増加量を厳格に指導する根拠は必ずしも十分ではないと認識し，個人差を考慮したゆるやかな指導を心がける」（産婦人科診療ガイドライン産科編 2020 CQ 010 より）</p> <p>*2：日本肥満学会の肥満度分類に準じた． 〔厚生労働省：妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和3年3月）より引用〕</p>	妊娠前の体格 ^{*2}	体重増加量指導の目安	低体重（やせ）：BMI 18.5未満	12～15 kg	ふつう：BMI 18.5以上25.0未満	10～13 kg	肥満（1度）：BMI 25.0以上30.0未満	7～10 kg	肥満（2度以上）：BMI 30.0以上	個別対応（上限5 kgまでが目安）	
妊娠前の体格 ^{*2}	体重増加量指導の目安												
低体重（やせ）：BMI 18.5未満	12～15 kg												
ふつう：BMI 18.5以上25.0未満	10～13 kg												
肥満（1度）：BMI 25.0以上30.0未満	7～10 kg												
肥満（2度以上）：BMI 30.0以上	個別対応（上限5 kgまでが目安）												
61	7, 8 行目	<p>順調に経過していれば，BMI が 18.5 未満でも，18.5 以上 25.0 未満でも，妊娠全期間を通して 12kg までの体重増加が推奨されています²⁾．</p>	<p>順調に経過していれば，妊娠前の BMI が 18.5 未満の妊婦は 12～15kg，18.5 以上 25.0 未満の妊婦は 10～13kg の体重増加が推奨されています²⁾．</p>										
63	文献	<p>2) 厚生労働省「健やか親子 21」推進検討会：妊産婦のための食生活指針-「健やか親子 21」推進検討会報告書-（平成 18 年 2 月）．</p>	<p>2) 厚生労働省：妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針（令和 3 年 3 月）．</p>										